

建築基準法の一部を改正する法律案について
**-木造建築関連基準の見直し、合理的な建築基準制度の構築、
実効性の高い建築基準制度の構築-**

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和や建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務であるとして、建築基準法の一部を改正する法律案が平成 26 年 3 月 7 日に閣議決定され、同年 3 月 13 日に国会に提出されました。

この法律案では、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化などに対応するための措置が盛り込まれています。

改正内容は法律案の段階であり、公布及び施行時期についても未定のため、今後の詳細に関しては国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

○改正法律案の主な内容

(1) 木造建築関連基準の見直し【法第21条第2項及び法第27条第1項関係】

- ①大規模の建築物の主要構造部に関する基準が見直され、延べ面積が3,000㎡を超える建築物について、所定の技術的基準に適合する方法で、床面積の合計3,000㎡以内ごとに有効に区画することでの対応が可能となる。
- ②建築物における木材の利用を促進するため、耐火建築物としなければならない3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができる。

(2) 構造計算適合性判定制度の見直し【(新)法第6条の3第1項関係】

- ①建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できる。
- ②比較的簡易な構造計算(確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの)について、一定の要件を満たす者が審査を行う場合には、構造計算適合性判定が不要となる。

(3) 指定確認検査機関による仮使用認定制度の創設【法第7条の6第1項関係】

特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは仮使用できる。

(4) 新技術の円滑な導入に向けた仕組み【(新)法第38条関係】

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度が創設され、それらの円滑な導入の促進が図られる。

(5) 容積率制限の合理化【法第52条第3項及び第6項関係】

容積率の算定に当たり、以下の部分の床面積について建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

- ① 建築物の地階で、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（上限は、当該用途に供する部分の床面積の合計の1/3）
- ② 政令で定める昇降機の昇降路の部分

(6) 定期調査・検査報告制度の強化【法第12条第1項から第4項まで、法第12条の2及び第12条の3関係】

- ① 建築物や建築設備等についての定期調査・検査制度が強化され、防火設備についての検査の徹底などが講じられる。
- ② 定期調査や検査の資格者に対する監督の強化等が図られる。

(7) 建築物の事故等に対する調査体制の強化

【法第12条第5項、(新)法第12条第6項及び第7項、(新)法第15条の2関係】

事故・災害対策を徹底するため、国が自ら関係者からの報告徴収、建築物等への立入検査等を行うことができる。また、国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限の充実が図られる。

(8) その他

以下の所要の改正等が行われる。

- ① 移転に関する規定の整備
 - ② 建築基準適合判定資格者検定制度に関する規定の整備
 - ③ 構造計算適合判定資格者検定制度の創設
 - ④ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認等に関する手続の整備
 - ⑤ 指定構造計算適合性判定機関の指定権者の変更
 - ⑥ 構造耐力に関する規定の整備
 - ⑦ 指定構造計算適合判定資格者検定制度の創設
 - ⑧ 指定構造計算適合性判定機関に関する規定の整備
 - ⑨ 構造計算適合判定資格者の登録
 - ⑩ 罰則対象者の追加
- など

※詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上